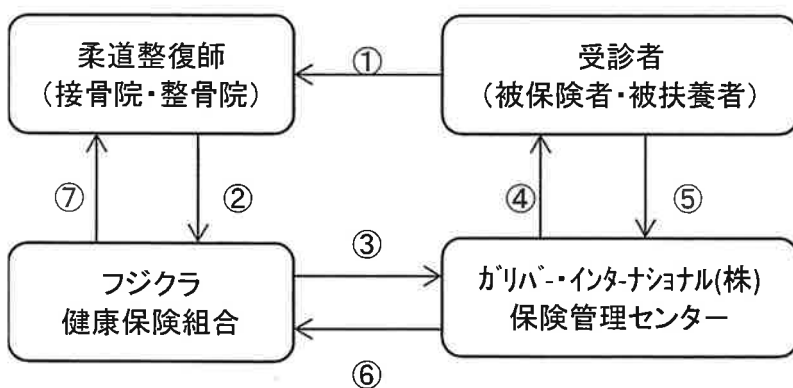


## 柔道整復師(接骨院・整骨院)点検照会業務委託のお知らせ

健康保険組合では現在「医療費適正化」対策の一環として柔道整復師(接骨院・整骨院)で受診した施術内容・施術経過・負傷原因等を被保険者に照会し医療費請求が適正に行われているか点検していますがより適正に行うためこの度その照会及び点検業務を専門とする点検機関「ガリバー・インターナショナル(株)」へ業務委託することと致しました。照会業務開始は9月中旬を予定しています。照会が必要な場合、点検機関より被保険者へ照会文書「柔道整復師(接骨院・整骨院)での受診に伴う確認につて」が封書にてお送られてきます。封書が届いた場合は回答を記入し期日までに「ガリバー・インターナショナル(株)保険管理センター」宛に返送してください。照会する診療月は数ヶ月前のもので領収書等は随時保管することをお勧め致します。

尚、個人情報保護法に基づき委託機関との間に「整復師に確認する際の資料としてのみ使用する」旨の契約を交わしていることを申し添えます。

### 【保険管理センターの位置付け】



### 【照会文書発送から回答までの流れ】

- ① 受診
- ② 請求書
- ③ 点検
- ④ 照会
- ⑤ 回答
- ⑥ 点検照会結果
- ⑦ 支払

以上